

腕章について

工事特記仕様書において下記のとおり記載されている。

第〇〇条 現場技術者等の腕章の着用について

1. 目的

現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。

2. 対象者

- ・現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者

3. 腕章の仕様

仕様は、監督職員と協議するものとする。

着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。

1. 目的

- ・国民の信頼に応え、技術者の責任の自覚と意識の高揚
- ・発注者、受注者相互、元下請負者相互及び住民から見た責任者の明確化

2. 対象者

- ・現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者

3. 腕章の仕様

- ・着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。
- ・仕様は別紙による。

4. 対象工事

- ・全ての工事を対象とする。

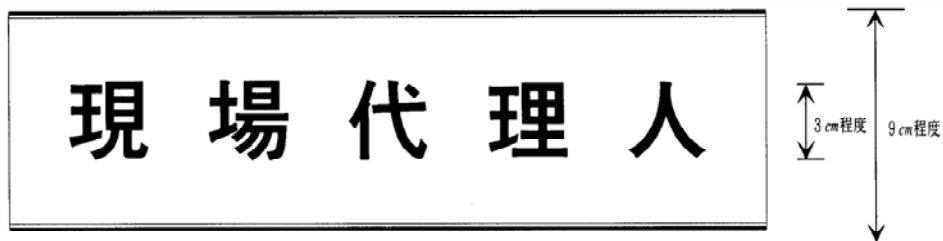
5. 実施時期

- ・平成8年4月1日～

腕章の仕様

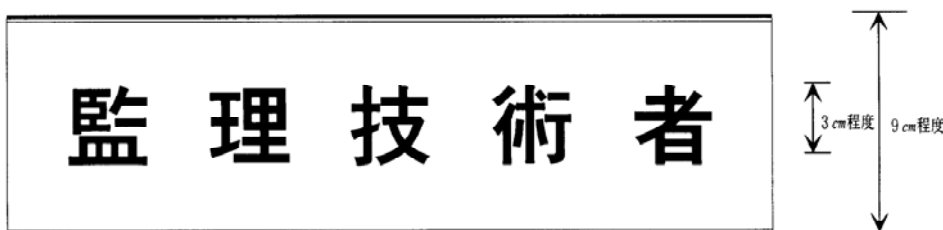
(監督職員が、請負者と協議する腕章の仕様は、下記を例とする。)

例：現場代理人の場合



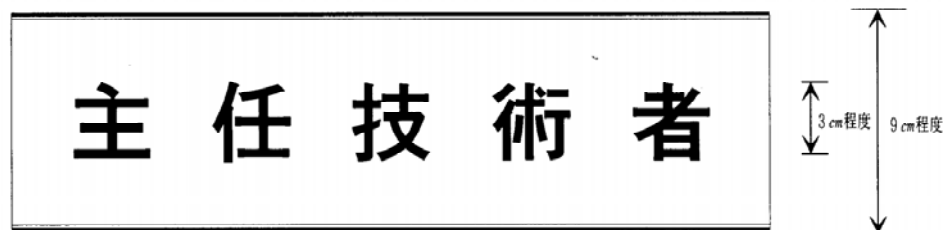
- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：監理技術者の場合



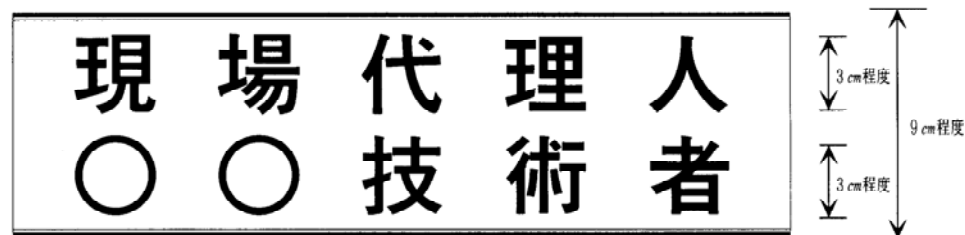
- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：主任技術者の場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：現場代理人と技術者を兼務している場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。